

連携型イノベーション研究開発事業
<产学公連携型>

平成 24 年度

公 募 要 領



公益財団法人京都産業 21

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格 (3)公募する事業の対象範囲 (4)資金支援の規模・期間 (5)支援対象経費 (6)採択予定件数 (7)事業の仕組み	
II. 応募資格	4
(1)グループの資格要件 (2)提案者 (3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
III. 応募手続	6
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出・問い合わせ先 (4)公募説明会の開催 (5)ホームページの掲載URL	
IV. 審査	9
(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	
V. 採択	10
(1)審査結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容 (4)支払い (5)その他	
VI. 成果	11
(1)実績報告書 (2)成果の帰属 (3)成果の事業化	
VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価	12
(1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	
<参考> 京都府元気印中小企業認定制度のご案内	12
■ 参考資料1	13
■ 参考資料2	14
■ 提案書様式	15

連携型イノベーション研究開発事業<产学公連携型> 公募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、産学公の連携により高度な研究開発を推進するグループに資金支援等を行うことで、成果の実用化・産業化がより早期に達成され、京都経済の次代を担う新産業・新事業を創出することにより、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

※ 本事業は、平成23年度に実施した「中小企業技術開発促進事業<产学公連携型>」を再編し、今年度新たに「連携型イノベーション研究開発事業<产学公連携型>」として実施するものです。

(2) 応募資格

本事業には、京都府内の中小企業と大学等研究機関の構成による産学公連携グループ(以下「グループ」という。)が応募できます。

詳細は「II. 応募資格」の項(4~6ページ)を参照ください。

(3) 公募する事業の対象範囲

今回公募する対象分野は、京都が強みを有し、高い成長が期待できる産業分野である「環境・エネルギー関連技術分野」及び「ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野」において、技術課題を産学連携により解決し、その成果の実用を図る研究開発について支援します。

1) 対象分野

(A) 環境・エネルギー関連技術分野(「参考資料1」参照)

(B) ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野(「参考資料2」参照)

2) 事業の対象範囲

事業対象は、府内の中小企業が中心となり、大学等研究機関の技術シーズ・知見を積極的に活用して、事業化に結びつく製品、サービス等の開発を対象としています。

したがって、本研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが前提となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素のあるものは含まれますが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

(4) 資金支援の規模・期間

○補助率: 1 / 2

○期間: 2年度間※

○資金支援総額: 3,000万円以内(採択初年度の上限は1,500万円)

※期間は、以下のとおりとなります。

初年度：平成24年交付決定日～平成25年3月末日まで

次年度：平成25年交付決定日～平成26年2月末日まで

次年度の資金支援に関しては、2月頃に実施される研究開発の進捗状況等の評価により、継続することが望ましいと判断されるものに限られます。

(5) 支援対象経費

支援対象経費は以下の項目を基本とします。

(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費目	説明
材料費・消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
直接人件費	研究開発に直接関与する者（役員、研究補助員、臨時雇用者を除く）の時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。ただし、所定外労働時間は含みません。
委託費	大学との共同研究契約や法人間で委託契約を締結するもの。要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上で外部への製造委託等（※法人または公的機関との契約に限る）。ただし、研究開発の核となる要素すべてを委託することはできません。
外注費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費。
その他直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、50万円未満の設備機器導入費、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入れに要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※その他経費は事業化に必要な経費で、数量が個別具体的に把握可能なものとし、間接経費に相当するものは対象外となります。

<支援対象経費に関する留意事項>

○補助対象経費に係る消費税および地方消費税は補助対象外とします。

○補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたもののが支援対象となります。

○提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。

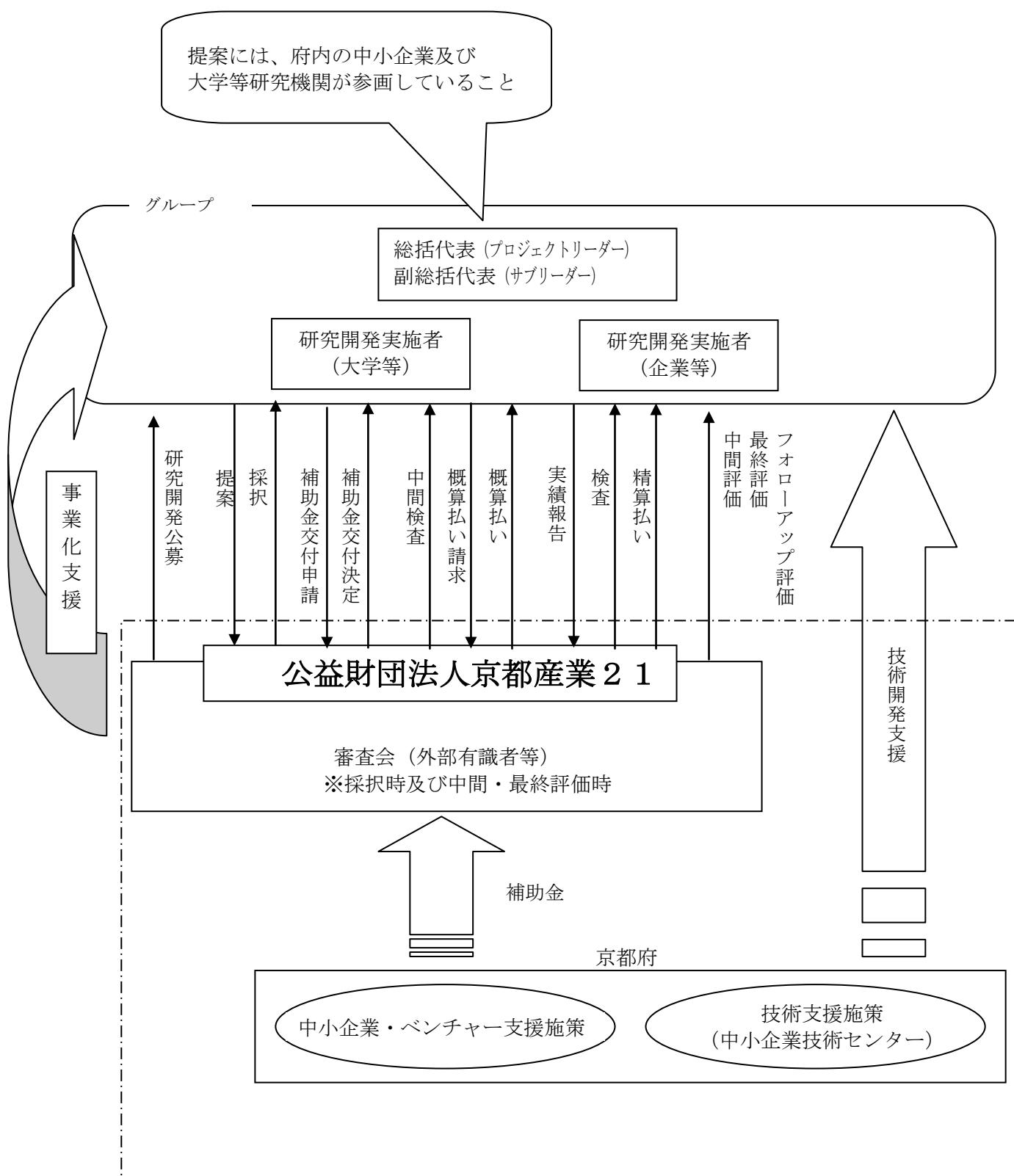
必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。

(6) 採択予定件数

2件程度

(7) 事業の仕組み

事業提案の募集、審査を経て採択します。採択された提案に対して資金支援を行います。



II. 応募資格

応募は、以下の要件を満たすグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

京都府内に本社を置く中小企業（組合、団体含む。以下「府内本社中小企業」という。）と大学等研究機関の参画を必須条件とします。グループ構成員は以下のとおりです。

①府内本社中小企業<必須>

- a) 府内本社中小企業の参画を必須とします。ただし、法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなします。
- b) 参画する中小企業の役割は、研究開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって研究開発を推進するとともに、その成果・効用を利活用できることが必要です。

※ 「本社を置く」とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されている必要があります。

※ 府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、府内本社中小企業の参画とは認められません。

○中小企業の範囲

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業（但し、注2を参照）で京都府内に本社所在地があること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（注1）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

（注2）以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

<その他留意事項>

○国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。

○京都企業創造ファンド（J A I C－京都ものづくりV B 育成投資事業有限責任組合）において支援を受けている企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、個別にご相談ください。

○クリエイション・コア京都御車及び同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)に入居の企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、応募の際には個別にご相談ください。

○過去に「产学公連携研究開発資金支援事業」、「产学公研究開発支援事業」、「環境産業等产学公研究開発支援事業」、「グローバル产学公研究開発成果展開事業」、「中小企業技術開発促進事業<产学公連携型>」の支援を受けた場合は、応募資格がありません。(ただし、補助事業期間終了の翌年度から5年度が経過した企業は除く)

②大学等研究機関<必須>

产学連携という政策上の趣旨から、少なくとも1つの大学等研究機関の参画を必須とします。ここでいう大学等研究機関とは、国公私立大学、公設試験研究機関、国立研究所(旧国立研究所であって独立行政法人を含む)、公益法人による研究所、第3セクターによる研究所のことをいいます。

③総括代表者、副総括代表者<必須>

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、研究開発に係る全責任を有する者とします。

プロジェクトリーダー若しくはサブリーダーのどちらか1名は、以下の(2)提案者に記載のグループの代表者の企業(府内本社中小企業)が担当してください。

(2)提案者

以下の要件を満たすグループの代表者(府内本社中小企業)が応募してください。なお、補助事業実施期間の途中でも以下の要件を満たさなくなった場合、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

①研究開発に係る進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと(補助事業実施期間終了後も含む)。

②研究開発実施中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

(3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件

1)研究開発提案内容

①他の公的機関から重複して資金交付を受けていない研究開発であること。

②他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

2)研究開発実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれも満たすこと。

a)高い事業化能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。

b)当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③参加企業の開発体制及び能力

当該研究開発に参加する企業に、研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④大学等研究機関の体制

当該研究開発に参加する大学等研究機関に、研究開発を行うための体制が整備されていること。

⑤その他

研究開発実施者相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

III. 応募手続

(1)応募

①提案書様式

a) 提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は公益財団法人京都産業21(以下「産業21」という。)の以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/sangakuko/h24/>

b) 提案書の用紙の大きさはA4判、片面印刷でお願いします。

c) 記入は内容の正確を期すため、Wordを使用し、判読し易く作成してください。

d) 提案書は日本語で作成してください。

e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

※ 提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。

(参考：個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

②必要書類

a) 提案書 2部

b) CD-R 1枚 (提案書の内容が全て入力されたもの。Wordで保存。)

③補足資料

提案案件については、以下の書類が必要となります。

a) 提案者の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(2部。うち1部はコピー可。)

b) 提案者の直近の決算(営業)報告書(1期分)又はそれらに準じるもの(2部)

c) 株主一覧表(出資者及び出資額の一覧が記載されている書類)(2部)

d) グループ構成メンバーの概要がわかるパンフレット等(2部)

④注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合は、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b) 他の公的機関の採択等との重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマの申請を行っている場合若しくは過去に採択された場合は、【様式3】⑧に必要事項を記入してください。

(2)応募受付期間

平成24年4月9日(月)～5月31日(木) 午後5時必着 (郵送又は持参)

※ 郵送等の際、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

(3)提出・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、郵送又は持参によりご提出ください。提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則電子メール又はFAXをお願いします。

受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時

○公益財団法人京都産業21 連携推進部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134（京都府産業支援センター内）

TEL：075-315-9425

FAX：075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp



○（提出のみ）公益財団法人京都産業21 北部支援センター

〒 627-0004

京丹後市峰山町荒山225

TEL : 0772-69-3675

FAX : 0772-69-3880



(4) 公募説明会の開催

本事業の内容、応募に当たっての手続き等についての公募説明会を実施しますが、応募資格として出席を義務づけるものではありません。

(5) ホームページの掲載 URL

本公募要領は、産業21のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/josei/sangakuko/h24/>

IV. 審査

(1) 審査方法

提案内容の審査は、外部有識者等で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

審査会は、研究開発成果の事業化可能性に最も重点を置いて審査します。その他、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

1) 新規産業創出の観点からの評価

研究開発実施後、少なくとも試作品の完成が確実に見込まれること。

※ 試作品の程度は、原則下記の条件をすべて満たすものを想定しています。

- ア 顧客に対し実演（デモ）が可能で、商品化の計画（販売時期、販売見込み価格、付加できる機能等）について説明できるレベルであること。
- イ デモは、単に『動く』だけではなく、従来技術・商品と比較して優位性を説明できるレベルであること。
- ウ 販売に必要な規制・規格をクリアしていること。また、使用時の安全性、商品としての基本的要件に関する課題が解決されていること。

2) 事業化可能性の評価

① 予想される市場規模及び市場占有率の妥当性

予想される市場において、今回開発する製品が競合製品に比べ価格的・性能的に優位性があり、かつ予想市場規模及び市場占有率が妥当であること。

② 事業化計画の明確化・妥当性

補助事業実施期間終了後の製造、販売、市場獲得等の事業化計画が具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

③ 参加企業の事業化能力

グループの中小企業等の資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。また、提案課題に係る大学等研究機関の技術シーズ・知見を適切に活用し事業化できる体制・能力・業態であること。

3) 研究開発内容の評価

① 研究開発の目的・目標の妥当性

新製品開発等の観点から、研究開発の目的・目標が当該事業分野での最近の技術水準や今後の技術トレンド等と比較して適切であること。

② 研究開発内容の妥当性

研究開発目標を達成するための課題が明確に抽出されており、技術シーズ・知見の活用方法、当該課題の解決方法、研究開発スケジュールなど、研究開発計画全体が適切であり、整合性が図られていること。

③大学等研究機関の技術シーズ・知見の優秀性

大学等研究機関の技術シーズ・知見が優れており、かつ本研究開発を開始するために充分な基礎的研究、調査等の蓄積があること。

④研究開発費の妥当性

研究開発費提案額が研究開発計画等に照らして妥当であること。

4) 地域経済への波及効果等

府内本社中小企業が本研究開発の重要な役割を果たすとともに、研究開発成果が地域経済の活性化や新規雇用創出等に寄与することが期待できること。

(3) ヒアリングの実施及び質問

公募締切後、提案内容の審査において、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者がヒアリングを実施いたします。また、その際、資料の提出を求めことがあります。

V. 採 択

(1) 審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書で提案者に通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 資金支援の方法

採択された提案者には、補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

(3) 資金支援の内容

①産業21が資金支援する対象費用は、2ページに記載する費目で、事業化を図るための研究開発に直接必要な経費とします。

[補助対象外経費の例]

- ・通常の生産活動のための設備投資の費用、家賃等
- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費(研究の一環として実施する評価用テスト販売を除く)
- ・不動産の購入費
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
- ・金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合を除く)
- ・旅費、運送料、運搬料
- ・京都府が設置した公設試験研究機関に対する支出

※上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。補助対象可否について不明点がある場合は事前にご相談願います。

- ②本事業に係る資金支援は、産学公の強固な連携により研究開発体制を形成する提案企業に対して資金を提供し、研究開発の推進・具体的事業化を支援するものです。従いまして、事業化等の確実な成果を出していただく必要があります。
- ③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発に資金を集中し、事業化等に最大限努めるものとします。
- ④事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の成果が期待できないと判断された時は、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

①支払いは、原則精算払いとします。

②採択企業は、必要に応じて年1～2回の概算払いを請求することができます。ただし、概算払いの請求額は、各年度内において1,000万円以内とします。また、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。

(5) その他

①採択案件は、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表します。

②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。

VI. 成果

(1) 実績報告書

補助金の交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権等、成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、グループの構成員となります。

①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。

②補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等による利益が生じた場合は、支援金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率、要した減価償却費、運転資本の増加、設備投資等を考慮した基準納付額を算出の上、その利益の1/3を産業21に収益納付すること。

③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(3) 成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター（産業21及び中小企業技術センター）が研究開発案件毎に最大限の支援をします。

VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価

(1) 中間評価

研究開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、必要に応じて産業21と中小企業技術センター等の京都府関係者が進捗ヒアリングを行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、研究開発の大幅な計画変更と認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、随時、審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、年度末（2月頃）には外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては、計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご留意ください。

(2) 最終評価

補助事業実施期間終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業21が開催する成果発表会等に協力していただくことがあります。

(3) フォローアップ評価（追跡評価）

フォローアップ評価（追跡評価）として、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

<参考>

京都府元気印中小企業認定制度のご案内 (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案（事業計画）については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。

（詳細は、採択の後、お知らせいたします。）

○認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野でオンリーワンをめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

○各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・京都府中小企業融資制度
- ・不動産取得税の軽減措置
- ・イノベーション基盤育成事業（設備投資補助）、
クール京都事業（販路開拓補助）の優先取扱い
- ・京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLからご覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

以下はあくまでも例示であり、提案可能な技術・製品・システムを特定するものではありません。

参考資料 1

○環境・エネルギー関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
エンド・オブ・パイプ(公害対応)	大気汚染測定・防止、水質汚濁測定・防止、汚染土壤計測装置・汚染土壤浄化、合併処理浄化槽
廃棄物の適正処理	廃棄物焼却場、中間処理施設及び最終処分場、有害廃棄物処理
廃棄物の減量・有効利用(5RE)	Refine(分別・分解)、Reduce(減容・減量)、Reuse(再使用)、Recycle(再資源化)、Reconvert to Energy(燃料化)
エコ・マテリアル	生分解性樹脂、生分解性潤滑油、酸化チタン(光触媒)、水素貯蔵、非スズ系船底塗料、植物性インク
環境調和型施設(住宅)	環境共生住宅、高気密・高断熱の省エネ住宅、屋上・壁面緑化、中水道、雨水利用
建築構造物の長寿命化、再利用促進	改修・補修、不燃素材、古材活用
環境配慮型製品	エコ・プロダクト、エコ・グッズ、自然素材を活かせる伝統的なものづくり
新エネルギー	自然エネルギー(太陽光、風力等)、水素エネルギー、バイオマス、廃棄物エネルギー
省エネ＆省資源エネルギー	低公害車、コーポレーティブ・ソリューションシステム、ヒートポンプ、排熱・未利用エネルギー活用システム、節電機器
自然修復・復元	緑化・植林事業、ビオトープ、多自然型河川・自然共生型河川改修、土壤改良、農地改善、山里の回復、自然環境保全型農業

参考資料2

○ライフサイエンス・ウェルネス関連技術分野

ビジネス分野	技術・製品・システム
ライフサイエンス関連	疾患の予防・健康管理、診断・計測、治療・再生・生体機能代替を可能とする等、医療の高度化に繋がる材料や機器の開発(ただし、動物専用医療機器は除く)
ウェルネス関連	<ul style="list-style-type: none">○健康創出・ヘルスケア・QOL(生活の質向上)に寄与する機器や機能性材料等の開発○心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある老人又は要介護者、心身障害者の日常生活上の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具・補装具

連携型イノベーション研究開発事業

<産学公連携型>

提案書 様式

提出書類チェックシート

■提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうかチェックして同封してください。

テーマ名 :		
	チ エ ック 欄	提 出 物
提 出 書 類 (2 部)	<input type="checkbox"/> 提案書（表紙）	（【様式 1】：1枚）
	<input type="checkbox"/> 提案書概要	（【様式 2】：1枚）
	<input type="checkbox"/> 研究開発内容等説明書	（【様式 3】：6枚以内）
	<input type="checkbox"/> 事業計画	（【様式 4】：2枚以内）
	<input type="checkbox"/> 販売計画	（【様式 5】：1枚）
	<input type="checkbox"/> 提案総額内訳表	（【様式 6】：1枚）
	<input type="checkbox"/> プロジェクトリーダー・サブリーダー経歴書	（【様式 7】：2枚）
	<input type="checkbox"/> 構成メンバー一覧表	（【様式 8】：1枚）
	<input type="checkbox"/> 構成メンバー（企業）の概要	（【様式 9】：1枚）
	<input type="checkbox"/> 構成メンバー（大学等研究機関の概要）	（【様式 10】：必要枚数）
	<input type="checkbox"/> C D - R 提案書の内容がすべて記録されたもの	（1枚）
添 付 資 料	<input type="checkbox"/> 提出書類チェックシート（1枚）	（本紙）
	<input type="checkbox"/> 提案者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3ヶ月以内のもの）	（2部。うち1部はコピー可）
	<input type="checkbox"/> 提案者の直近の決算（営業）報告書（1期分）又はそれに準じるもの	（2部）
	<input type="checkbox"/> 提案者の株主一覧が記載されている書類	（2部）
	<input type="checkbox"/> グループを構成する企業等の概要がわかるパンフレット等	（2部）

■通しページは【様式 1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

■各様式は、枚数を厳守してください。

■C D - Rは、提案企業名、テーマ名がわかるようにしてください。

記載に係る注釈事項は提出時には削除願います。

【様式 1】

平成 年 月 日

提 案 書

公益財団法人京都産業 21

理事長 石田 明 様

提案者

企業名 : _____

住 所 : 〒 _____

役 職 : _____

氏 名 : _____

押印は不要です。

連携型イノベーション研究開発事業<产学公連携型>について、下記のとおり提案します。

記

1. テーマ名

「・・・・・・・・・の製品化に向けた研究開発」

事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載

支援対象額×2分の1以内

2. 提案事業費

他の様式との整合性と、税抜・税込の違いに注意ください。

	提案事業費 総額 (消費税込)	内支援対象額 (消費税抜)	内支援希望金額 (消費税抜)
平成24年度	千円	千円	千円
平成25年度	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

※千円未満切り上げ

3. 担当者（窓口）

企業名又は機関名 :

住 所 : 〒

役 職 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

電子メール :

4. 総括代表者（プロジェクトリーダー）

企業名又は機関名 :

役 職 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

電子メール :

5. 副総括代表者（サブリーダー）

企業名又は機関名 :

役 職 :

氏 名 :

T E L :

F A X :

電子メール :

※留意点 提案書は、16ページの「提出書類チェックシート」に記載の枚数以内(A4判)にまとめてください。

【様式2】 提案書の全体概要を、1枚に要約して記載ください。

< 提 案 書 概 要 >

提案企業名		構成メンバー	
テーマ名	事業内容を的確に表現した簡潔な名称を記載		
分野・事業期間	(記載例) 〇〇〇・〇〇〇関連技術分野 ・ 2年間		

1.事業(研究開発)の背景及び当該分野における研究開発動向

2.研究開発の内容と目標

(1) 研究開発の内容

(2) 補助事業終了時に達成すべき技術目標値

3.事業化計画

(1) 製品化の見通し(試作品の完成から販売開始までの計画)

(2) 販売計画

注) 採択が決まった場合は、本提案書概要を基に事前に内容確認の上、公表用に使用します。

【様式3】 6枚以内としてください。

研究開発内容等説明書

①事業（研究開発）の背景及び当該分野における研究開発動向

事業を実施する上で、提案者の強みと思われる社会的・経済的・技術的背景を踏まえ、応募テーマに関連・類似する最新の技術水準や今後のトレンド、また、国内外の技術開発動向とともに、応募テーマとの関係や相違点について明瞭に記述してください。

②研究開発の内容

事業を達成するために、

- ① どのような技術・知見を活用し、研究開発をどのような方法で行うのか
- ② そこにはどのような技術的課題があり、それを本提案の研究開発方法でどう解決するのかを明瞭に記述してください。

③技術目標値

【様式4】に記載の各年度の目標設定の根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。

④当該研究開発の代替技術・競合商品

今回の提案に際して代替技術・競合商品・サービスを記入してください。また、その技術等に対して改善性にすぐれていること、性能面や価格など、今回提案の優位性、強みを具体的に記述してください。

また、国内外他社における類似特許との関係、抵触等の可能性などについても記述してください。

⑤事業化計画

- (1) 試作品完成後に予定される生産技術開発の要否、量産設備の導入計画の有無、プロモーションや販売体制構築などの計画について、スケジュール感と共に、記述してください。
- (2) 【様式5】に記載の数値根拠を明瞭かつ具体的に記述してください。
販売計画を、生産・販売・市場獲得などの具体的な事業内容を反映して、記述してください。
- (3) 販売以外での地域経済・社会に貢献する要素についてアピールしたい点があればここに記述してください。

⑥販売・普及のスキーム図

研究開発完了後に想定される製造・販売ルートを、仕入先・外注先・販売先・ユーザー企業と関連させて、1枚以内で図示・説明してください。

⑦グループ間の協力関係

今回の研究開発について、以下の点について記述してください。

- ・研究開発に関して各々どのような役割を担うか
- ・技術面等における、用いる強みやノウハウ等
- ・主たる研究開発の場所
※グループ構成員相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法を記載
- ・グループとして、これまでの共同研究や、今回グループを構成することとなった経緯等

⑧公的機関の他の委託、補助、助成制度等への類似プロジェクトの実施若しくは申請等の状況

応募プロジェクトと関連のある研究開発課題で、国、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体が行う事業で過去に実施済み（3年以内）、実施中もしくは申請中及び申請予定のプロジェクトがあれば、「研究開発テーマ名」「関係省庁等名」「事業名」「研究開発期間」「開発資金の額」「該当代表者」「本提案との相違点」を記入してください。

⑨専門用語の解説

今回の提案に際して使用した専門用語・略語について、個々に簡潔に（1件最大300字度）解説してください。

【様式4】 2枚以内としてください。

事 業 計 画

(単位 : 千円)

年 度 别		2 4 年度		2 5 年度 (補助事業終了年度)	
サブテーマ名	企業名 又は機関名	上 期	下 期	上 期	下 期
事業費： (税込)	株式会社 ○○○○	—	○○部の設計	○○の開発	○○部の組立
	事業費： (税込)	技術目標値	—	可能な限り、数値で記載願います。	
	○○○○ 大学	—	○○の分析部品 の設計	○○の実験	○○の分析部品 の組立
	事業費： (税込)	技術目標値	—		
事業費： (税込)	事業費： (税込)	—	事業化に必要な法令手続き(許認可・届出)がある場合は 本様式中に適宜行を追加する等により明示願います。		
	技術目標値	—			
事業費： (税込)	事業費： (税込)	—			
	技術目標値	—			

【様式5】 1枚としてください。

販 売 計 画

項目	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
製品等の販売想定推移 (A)	-				
販売想定額の合算 (百万円)					
製品・サービスの売上に関する予想される市場規模の想定推移 (B) (百万円)					
市場におけるシェアの想定推移 (C) (%)	-				

想定価格×販売想定数量=売上想定金額 (A)

販売を計画する製品・サービスが複数ある場合は適宜、行を追加願います。

(C) = (A) / (B) となっていることを確認

【様式6】

提案総額内訳表

<費目別総括>

(単位:千円)

項目	24年度	25年度	総額
<支援対象経費 : <u>消費税抜</u> >			
①材料費及び消耗品費			
②直接人件費 (役員、研究補助員、 臨時雇用者を除く)			
③委託費			
④外注費			
⑤その他直接経費			
小計 (税抜)			
税込合計額 (A)			
<支援対象外経費 : <u>消費税込</u> >			
⑥旅費及び交通費			
⑦その他人件費			
⑧設備機器購入費 (50万円以上)			
⑨その他間接経費			
税込合計額 (B)			
総合計 (A+B)			

【様式7】

プロジェクトリーダー・サブリーダー 経歴書

氏名																				
① 所属・役職名																				
② 経歴（年数がわかるように記載してください）																				
③ 自社におけるプロジェクト経歴（5件以内）※1社単独開発でも記載していただいて結構ですが、他機関との共同研究プロジェクトの経験がある場合は優先的に記載願います。 (記入例) <table border="1" style="margin-top: 5px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プロジェクト名</th> <th style="width: 50%;">連携先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>.....の研究</td> <td>固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載</td> </tr> <tr> <td>*****の技術開発</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			プロジェクト名	連携先の研究	固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載	*****の技術開発													
プロジェクト名	連携先																			
.....の研究	固有名詞ではなく、「他の企業2社」「〇〇大学」等を記載																			
*****の技術開発																				
④ 当該技術開発のリーダーとしての適格な理由（事業化に対しての経験等）																				
⑤ 現在までに本人が発明者となっている特許リスト（5件以内） (記入例) <table border="1" style="margin-top: 5px; width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">特許登録番号</th> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 30%;">提案テーマ関連</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>***</td> <td>***装置</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td>....の方法</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			特許登録番号	名 称	提案テーマ関連	***	***装置	の方法	○									
特許登録番号	名 称	提案テーマ関連																		
***	***装置																			
...の方法	○																		
注) 当該プロジェクトに関する場合は○を記載																				
注) プロジェクトリーダー、サブリーダー各々について作成してください。																				

【様式8】

構 成 メ ン バ 一 一 覧 表

研究員氏名	所 属	役 割 分 担	関与時間／週
(株)OOOO (補助対象) OO OO OO OO	研究開発部 OOO部	OOOOの設計 OOOOの開発	
(補助対象外) OO OO	代表取締役	プロジェクトリーダー	
OOOO大学 △△ △△	△△学部△△学科	サブリーダー・△△の分析	

【様式9】

構成メンバー(企業)の概要

企業名			
住 所	〒 本社住所を記入。		
電話番号	() —	FAX 番号	() —
代表者名			
設立	(西暦) 年 月 日		
資本金	(万円)		
従業員	(人)		
ホームページ	http://		
技術分野			
主な営業品目			
企業の概要 〃 PR (200字以内)			
技術の強み、 技術を活かし た製品のPR (400字以内)	(技術名・製品名)		

<財務状況>

(単位：百万円)

決 算 期	/	/	/
① 売上高 (当期収入合計額)			
② 経常利益 (当期収入合計額 - 当期支出合計額)			
③ 当期利益			
④ 減価償却費			
⑤ 純資産の部合計 (正味財産の部合計)			
⑥ 研究開発費			

注) 直近3期分の数値を記入してください。

財務状況説明

【様式 10】

構成メンバー（大学等研究機関）の概要

* 全ての大学等研究機関について記入

大学等研究機関名		
種別 (国立、公立、私立、独立行政法人、公益法人、第3セクター)		
所在地（都道府県 市町村名）		
共同研究センター及び リエゾンオフィス等の有無 (有る場合その名称を記載)		
過去3年間の共同研究実績 (研究室単位)	件	件
当該プロジェクトで 利用可能な設備名称		

注) リエゾンオフィスとは、研究管理統括及び他の参加研究機関との連絡等を行う大学内部の機関のこと。